

# 横浜市認定こども園等感染症対策事業費補助金交付要綱

制定 令和3年3月26日ここ施第1137号（副市長決裁）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、認定こども園等の感染症対策に要する費用に対し、予算の範囲内において横浜市認定こども園等感染症対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、認定こども園等の感染症対策を強化し、もって子ども及び運営する事業者における感染症を予防することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則及び建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に定めるもののほか、特に定める場合を除き、次の各号に定めるところによる。

(1) 認定こども園等とは、以下の施設をいう。

ア 認定こども園（幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園）

イ 認可保育所

(2) トイレとは、認定こども園等として認可された施設において、園児及び職員が利用する便所のことをいう。

(3) 給食調理場とは、認定こども園等として認可された施設において、園児及び職員のための食事を調理する部屋のことをいう。

(4) 改修とは、衛生環境の改善を目的としたトイレ及び給食調理場の改修工事等をいう。

(5) 湿式とは、室内の床や壁がタイル貼りやコンクリートで仕上げられ床に排水溝が設けられているなど、多くの水量で散水等を行いながら掃除をする構造であるものをいう。

(6) 乾式とは、室内の他の部屋と同様の建材で床や壁が仕上げられており、床に排水溝は無く、拭き掃除等により掃除をする構造であるものをいう。

## （対象者等）

第3条 この要綱における補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、認定こども園等の建物を自己所有し、かつ、現に運営する者とする。

- 2 補助の対象となる認定こども園等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) トイレ又は給食調理場の一部又は全部が湿式であること。
  - (2) 保育室等において、衛生的な保育・教育環境の提供に支障が生じていること。
- 3 補助の対象となる衛生設備等は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。
  - (1) 補助対象者が現に所有していること。
  - (2) 既に一定年数を経過して使用している衛生設備であること。
  - (3) 過去10年以内に本市からの補助金を受けて設置した機械器具その他の財産であって価格が単価30万円以上のものではないこと。

(補助対象事業)

- 第4条 この要綱において補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第3条に定める補助対象者が行う次の各号のいずれかに定める事業とする。
- (1) 衛生環境の改善を目的としたトイレ及び給食調理場の乾式化工事
  - (2) その他市長が特に必要と認めた衛生環境改善に資する費用

(補助対象経費等)

- 第5条 この要綱において補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる事業の実施に必要な経費で、別表1に定めるものとし、次に掲げる費用は含まないものとする。
- (1) 調査又は点検に要する費用
  - (2) 測量又は設計に要する費用
  - (3) 既存建物（集合住宅の場合の区分所有権を含む。）の買収に係る費用
  - (4) 土地の買収又は整地に要する費用
  - (5) その他整備として適当と認められない費用
- 2 第1項の規定にかかわらず、補助対象経費が300万円未満の場合にあっては対象としない。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、他の公的助成金及び公的融資を受ける場合にあっては対象としない。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けて補助対象事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、横浜市認定こども園等感染症対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める記載事項については、同条第2項第1号に規定する事業計画書に記載するものとする。

- 3 補助金規則第5条第2項第3号及び第4号に規定する書類は、同項第1号に規定する事業計画書とする。
- 4 補助金規則第5条第3項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号に規定する書類とする。

(補助金の算定及び交付決定通知)

- 第7条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。補助予定金額は次項に規定する算出方法により市の予算の範囲内で決定し、決定内容及び交付条件を横浜市認定こども園等感染症対策事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)又は横浜市認定こども園等感染症対策事業費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 2 補助金の額は、第5条に定める補助対象経費の実支出額と、補助基準額とを比較し低い方に補助率を乗じて得た額とする。補助基準額及び補助率は別表2のとおりとする。いずれも千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(変更等の承認申請)

- 第8条 補助金規則第7条第1号又は第2号の市長の承認を受けようとする者は、市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、補助事業者等が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(事業の報告及び補助金額の確定通知)

- 第10条 補助事業者等は、工事完了後、速やかに、横浜市認定こども園等感染症対策事業費補助金事業実績報告書(第4号様式)に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。
- 2 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうちこの要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第14条第1項第2号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。ただし、省略する場合であっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、第18条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。
  - 3 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び第5号に規定する書類とする。
  - 4 補助金規則第14条第5項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補

助事業等に係るすべての領収書等とする。

5 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市認定こども園等感染症対策事業費補助金額確定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定額の通知を受けた者は、速やかに、請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（届出）

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 工事に着手したとき。
- (2) 工事を完了したとき。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、横浜市認定こども園等感染症対策事業費補助金額再確定通知書（第8号様式）に基づき、当該仕入控除税額を市に納付すること。

（補助金の返還等）

第14条 市長は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 補助金規則、この要綱その他関係法令に違反したとき。

（警察本部への照会）

第15条 市長は、必要に応じ、申請者又は第7条の交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収)

第16条 本要綱の対象となる補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行うときは、補助金規則第24条第2号の規定により、民間児童福祉施設建設費等整備に係る契約指導要綱に定める方法により行わなければならない。ただし、同要綱の規定にかかわらず、最低3者以上の市内事業者からの見積書を徴収しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定めるとおりとする。

(情報公開及び関係書類の保存)

第18条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前項の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 5 条第 1 項)

対象経費	内 容
工事費	既存施設の改修に必要な工事請負費
工事事務費	工事施工に直接必要な監理費 (補助対象工事費の 2.6% に相当する額を限度とする。)
物品購入費	既存施設の改修に必要と認められる購入費 (改修工事が発生する場合のみ対象とする。)

別表 2 (第 7 条第 2 項)

対象工事	補助基準額
(1) トイレの乾式化工事	600 万円
(2) 給食調理場の乾式化工事	600 万円
(3) その他市長が特に必要と認めた衛生環境改善に資する改修工事	300 万円
補助基準額の上限	(1)～(3)の基準額の合計 ※ただし、1施設当たりの上限は1,200万円とする。
補助率	3 / 4